

參謀本部 參月第二六五號第一

參謀本部編修部 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

海軍省 四名

海軍省 四名

大正四年四月五日 威海軍 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

參謀本部



1220

運發第二六〇号

本參謀部參月第二六五號第二

本月分二六五号ヲ以テ歩兵大尉高橋義章外
八名由羽船ニ便乗之義は照合之趣了成
別紙便乗券及送致、条本人ニ送付
成之也

昭和三年五月廿三日

臨時陸軍運輸通信部 参謀部 中野雄

参謀部 参謀 大生定彦 啟



臨時陸軍運輸通信部

本參謀部

二天五辨第三

四月廿四日 春月才二六五号 才一才以テ陸軍
 歩兵大尉高橋義孝外、歩兵大尉四名、
 夫四名、威怖者、七尾、舟、部、法、用、形、
 便乘し義、以、此、今、届、之、其、交、高、亦、有、
 歩兵大尉三名、此、夫、或、各、格、加、有、中、有、百、有、日、
 採便乘し義、可、此、此、中、有、千、有、及、法、
 以、年、也、
 以、以、三、十、年、五、月、廿、三、日、
 集、集、本、部、の、及、出、生、の、定、也、
 臨時陸軍運輸通信部七少尉及中尉村松徳子

臨時陸軍運輸通信部七少尉及中尉村松徳子

本參謀部

運送第二六五号

本參謀 參月第二六五號第四

先月分二六五号分三ヲ以テ返ルルハカクハ此戻ハ
之及墨書傳氣者之傳氣者追加之ヲ裁
水照唐之類了系右ハ未カ思ハシテ了追加
致了之ハ汁墨書条付及及水者也

明治三十五年九月一日

信時 中 運送 通 行 部 長 了 務 水 極 中 右 様



奉 傳 奉 給 子 及 大 生 信 者 殿

臨時陸軍運輸通信部